

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)  
第 22 回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

■ 第 1 号議案 指定活用団体事業計画及び収支予算変更認可申請書の策定と申請について

<議案の概要>

- 2020 年度事業計画書及び収支予算書については本年 3 月 27 日に認可取得済みであるが、今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた、「新型コロナウイルス対応緊急支援助成」を実施することとなり、現在の資金分配団体や関係者のヒアリング実施、休眠預金活用推進議員連盟、内閣府との意見調整等を行い事業計画案及び収支予算案を取りまとめたところ。
- 今回提案の事業計画案、収支予算案についてご協議いただきご承認いただいた後に、休眠預金等活用法の内閣府令第 32 号の第 3 条第 2 項に定めるところにより (指定活用団体は、法第二十六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、様式第二による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない)、2020 年度事業計画書及び収支予算書の変更につき内閣府に申請し、速やかに事業を開始するものとした。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2020 年 5 月 21 日 (木)

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

2020 年 5 月 20 日 (水)、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2020 年 5 月 21 日 (木) 中に、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第 44 条および理事会規則第 10 条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2020年5月22日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也